

○国立大学法人筑波大学資金運用委員会規程

〔平成20年6月27日〕
法人規程第44号
改正 平成30年法人規程第75号
令和 4年法人規程第24号
令和 6年法人規程第42号

国立大学法人筑波大学資金運用委員会規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号）第90条第2項の規定に基づき、法人の財政の安定と長期的な健全性を確保し、もって教育研究の発展に資するため、財政状況を把握し、効果的な資金の運用を図ることを目的に資金運用委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 効果的かつ効率的な資金の運用方針に関すること。
- (2) 資金繰計画及び資金運用計画に関すること。
- (3) 基本ポートフォリオに関すること。
- (4) 余裕金の運用に係る法人細則に関すること。
- (5) 余裕金運用実績に関すること。
- (6) その他資金運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 事業・ファイナンスを担当する理事
 - (2) 財務を担当する副学長
 - (3) 事業・ファイナンス局長
 - (4) 資産運用・ファイナンス室の室長
 - (5) 事業・リレーション推進室の室長
 - (6) 法人の役員又は職員以外の者で金融商品に関する知識を有する者のうちから学長が任命する者 2人以上（うち1人以上が、法人の同窓会会員又は法人に対して寄附を行った者であること。）
 - (7) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項のうち、1人以上は業務として資金運用の実務経験が2年以上ある者とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(任期)

第6条 第3条第1項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事業・ファイナンス局資産運用・ファイナンス室において処理する。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年6月27日から施行する。

附 則 (平30.12.20法人規程75号)

この法人規程は、平成30年12月20日から施行する。

附 則 (令4.3.24法人規程24号)

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令6.3.28法人規程42号)

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。